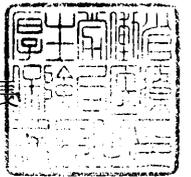


保医発0930第3号
平成21年9月30日

地方厚生(支)局医療指導課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成21年厚生労働省告示第430号)が公布され、平成21年10月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料の定義について」(平成20年3月5日保医発第0305008号)を別紙のとおり改正し、平成21年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。



1 (別表) II の133 (1) 並びに同 (4) ②を次のとおり改める。

(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル (2 区分)、末梢血管用ステントセット (1 区分)、P T Aバルーンカテーテル (~~5~~6 区分)、下大静脈留置フィルターセット (1 区分)、冠動脈灌流用カテーテル (1 区分)、オクリュージョンカテーテル (2 区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル (2 区分)、血管内異物除去用カテーテル (2 区分)、血栓除去用カテーテル (5 区分)、塞栓用バルーン (2 区分)、塞栓用コイル (5 区分)、汎用型圧測定用プローブ (1 区分)、連続心拍出量測定用カテーテル (1 区分)、静脈弁カッター (2 区分) 及び頸動脈用ステントセット (1 区分) の合計~~33~~34区分に区分する。

(4) P T Aバルーンカテーテル

② 機能区分の考え方

構造、使用目的及び術式により、一般型 (2 区分)、カッティング型 (1 区分)、脳血管攣縮治療用 (1 区分) ~~及び~~、胸部大動脈用ステントグラフト用 (1 区分) 及びスリッピング防止型 (1 区分) の合計~~5~~6区分に区分する。

(別表) II の133 (4) ③に次のように加える。

カ スリッピング防止型

バルーン部にスリッピングを防止する構造を有し、一般型バルーンカテーテルではスリッピングを起こして十分な拡張が得られないと想定される病変に対して使用されるカテーテルであること。

2 (別表) II の146 (2) を次のとおり改める。

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ~~及び~~、腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分)、胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) 及び胸部大動脈用ステントグラフト (補助部分) の合計~~3~~4区分に区分する。

(別表) II の146 (3) ③中「胸部大動脈用ステントグラフト」を「胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)」に改め、同 (3) に次のように加える。

④ 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。

3 （別表）Ⅱに次のように加える。

155 植込み型心電図記録計

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(21)内臓機能検査用器具」であって、一般的名称が「植込み型心電用データレコーダ」であること。
- (2) 原因が特定できない失神を起こす患者に対して、診断を目的として、皮下に植め込んで、使用するものであること。
- (3) 心電図を持続的にモニターする機能を有していること。
- (4) 不整脈を検知した際又は患者が症状を自覚した際に、患者の心電図を記録できる機能を有していること。
- (5) 患者の皮下に植え込んだ状態で、体外にある機械から遠隔操作（記録された心電図を抽出する等）できる機能を有していること。